

令和4年度中小企業者向け官公需確保のための基本方針

令和4年4月1日
大阪府官公需確保対策会議

官公需施策は、経営資源の脆弱な中小企業者にビジネスチャンスを提供するとともに企業の競争力を高める機会であり、大阪府において、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（昭和41年法律第97号）に基づき、中小企業者の受注機会の増大を積極的に推進するものである。

このため本府では、予算の適正な執行に留意しつつ、より多くの府内中小企業者が官公需に参入しやすい環境を整備するための措置について、「令和4年度中小企業者向け官公需確保のための基本方針」を定める。

- 1 中小企業者向け契約目標
- 2 中小企業者の受注機会増大のための措置
 - (1) 前倒し発注の推進
 - (2) 東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風及び令和2年7月豪雨等の影響を受けている府内中小企業者に対する配慮
 - (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する配慮
 - (4) 大阪府官公需総合相談センターなどを活用した積極的な情報提供
 - (5) 銘柄指定の廃止
 - (6) 分離・分割発注の推進
 - (7) 一般競争入札（条件付）等における受注機会の増大
 - (8) 官公需適格組合等の活用
 - (9) 地域産業資源を活用した物品等の発注
 - (10) 新規中小企業者の受注機会の増大
 - (11) 働き方改革関連等の動きを踏まえた発注時期の平準化と適正な納期、工期の設定
 - (12) 適正価格による発注
 - (13) 契約担当者への周知徹底
 - (14) 地方独立行政法人及び府指定出資法人に対する協力要請

① 令和3年度の中小企業との契約比率、うち新規中小企業との契約比率

令和4年度中小企業者向け官公需確保のための基本方針

1 中小企業者向け契約目標

今年度において、官公需総額の65%を契約目標として、中小企業者の受注機会の増大に向けて各部局が積極的な取り組みを行うものとする。

2 中小企業者の受注機会増大のための措置

(10) 新規中小企業者の受注機会の増大

創業者の育成に資するため、新規中小企業者（創業10年未満）の受注機会の増大に配慮するものとする。

●令和3年度中小企業との契約比率 64.5%

→令和2年度 63.3% 前年度比 +1.2%

●うち、新規中小企業との契約比率 4.01%

→令和2年度 3.69% 前年度比 +0.32%

※システム上、部分的集計にならざるを得ず、把握できた範囲での比率となります。

② 官公需適格組合の活用

令和4年度中小企業者向け官公需確保のための基本方針

2 中小企業者の受注機会増大のための措置

(8) 官公需適格組合等の活用

事業協同組合等の受注の促進を図るため、物品等の発注に当たっては、官公需適格組合等共同受注体制の整備された組合の活用に努めるものとする。

また、官公需適格組合の公共工事等の発注に係る競争入札参加資格審査に当たっては、総合点数の算定方法に関する特例の活用に努めるものとする。

なお、中小建設業者への発注については共同請負制度の活用等により、受注機会を増大するよう努めるものとする。

●令和3年度

被服、靴を中心に 40件 125百万円の発注実績

●「大阪府官公需適格組合協議会」の設立（大阪府中小企業団体中央会内）

官公需適格組合の受注体制の整備と受注能力の向上を図るとともに、国および地方自治体の契約窓口等に対し官公需適格組合制度のPR等を行い、官公需の促進を図ることを目的として昭和57年に設立。

<https://kankoju-osaka.gr.jp/>